

「我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査」について

経済産業省 知的財産政策室

1 我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査

1.1 委託調査概要

(1) 調査目的

我が国企業の海外展開を支援するため、各企業の社内ガバナンスの在り方の検討に参考となるよう、東南アジア7か国の外国公務員贈賄に関するリスクの実態や対応のプラクティスの最新状況等について、平成28年度産業経済研究委託事業（我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査）を行った。

なお、本調査の報告書は、委託先である西村あさひ法律事務所が現地の日系企業等と守秘を約束したヒアリング等により得た情報に基づき、独自の見解をまとめたものであり、個別ヒアリングの内容など報告書記載の事案について、経済産業省がその事実の確認を行ったものではない。

(2) 調査対象国

- ① カンボジア
- ② インドネシア
- ③ マレーシア
- ④ ミャンマー
- ⑤ フィリピン
- ⑥ タイ
- ⑦ ベトナム

(3) 調査期間

平成28年9月～平成29年2月

(4) 調査内容

(i) 我が国企業における外国公務員贈賄リスクの実態等についてのヒアリング調査

調査対象国における外国公務員贈賄リスクの実態について、主に、金銭等要求事例の把握を中心として、現地独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び現地商工会議所、並びに調査対象国において事業展開を行っている我が国企業10社程度に対してヒアリングを行った。

(ii) 国営企業等の存在状況に係る調査

国営企業等の存在状況について、調査対象国別に、今回の調査を通じて把握できた範囲において、不正競争防止法第18条第2項各号に従って整理を行った。

※外国公務員ではなく、相手国の国営企業の職員等に不正の目的で贈賄を行うことは外国公務員贈賄罪に該当しうる。

1.2 金銭等要求の傾向

ヒアリング調査において、日系企業等から聴取したコメントを、不当な金銭等の要求があった場面毎の事例として紹介する。

(1) 税関関係

通関手続のとき、窓口で通関をする見返り又は早期に通関をする見返りと称して、不当な金銭の支払や商品の交付を要求された。なかには、手続書類に不備がないにもかかわらず、不当に高額な罰金の支払を要求され、これを免除する見返りと称して、金銭の支払を要求されたとの意見もあった。

(2) 税務関係

税務申告のとき、税務処理の早期実施の見返り又は課税額の軽減の見返りと称して、不当に金銭の支払を要求された。税務監査のとき、不当に法外な追徴課税を課され、これを免除する見返りと称して、金銭の支払を要求された。

(3) 入国管理関係

ビザの発給や更新のとき、発給・更新をする見返り又は早期に発給・更新をする見返りと称して、不当に金銭の支払や特定のエージェントの起用を要求された。

(4) 労働関係

就労許可証の申請のとき、発行を認める見返りと称して、不当に金銭の支払や食事の提供を要求された。なかには、申請手続の不備があったとの言いがかりをつけられ処罰を免除する見返りと称して、不当に金銭の支払を要求されたとの意見もあった。

(5) 建設関係

建築許可や工場操業許可の申請のとき、許可をする見返り又は手続を早期に実施する見返りと称して、不当に金銭の支払を要求された。なかには、設計の不備を見逃す見返りと称して、不当に金銭の支払を要求されたとの意見もあった。

(6) 環境基準関係

環境基準に関する認可申請のとき、不当に金銭の支払や特定のコンサルタントの起用を要求された。なかには、環境基準に適用していない等の言いがかりをつけられ、これを見逃す見返りと称して、不当な金銭の支払を要求されたとの意見もあった。

(7) 商業関係

商業施設などに関する証明書の取得やライセンスの申請のとき、許可の見返り又は早期発行の見返りと称して、不当に金銭の支払を要求された。

(8) 農水産品の輸出入関係

農水産品の輸出入の許可申請のとき、不当に金銭の支払を要求された。

(9) 警察関係

交通違反があったと高額な罰金を課され、これを免除する見返りと称し金銭の支払を要求された。

(10) 司法関係

裁判において、各裁判官から、金銭を支払えば直ちに判決を出すと言われたことがある。従業員が不当に逮捕されたとき、裁判官、検察官及びイミグレーションオフィスから不当な金銭の支払いを要求された。

(11) 国営銀行

銀行手続を早急対応の見返りと称して、不当に金銭の支払を要求された。

(12) 地方政府

行政としての許認可の手続をする見返りと称して、不当に金銭の支払や特定のコンサルタントの起用を要求された。

1.3 企業におけるリスク管理体制の取組事例

- 贈賄防止関連規定を社内規定として策定している。規定の策定にあたっては、①グローバルに全社的に適用される接待贈答のルール等の規定を定めている、②必要に応じて各地域や各国ごとにそれぞれの状況に対応した規定も追加的に定めている等の取組がある。
- 現地公務員から非公式な金銭の支払を要求された場合の対応のマニュアルを策定している。

- 現地公務員に対する接待・贈答に関しては、社内の決裁を要する仕組みを構築している。決裁にあたっては、金額の多寡に応じて、本社又は地域統括拠点等の当該法人以外の承認が必要な場合と、現地法人における決裁のみの場合とに分けている。
- 現地法人に、相談のホットラインや内部通報制度を設けている。
- 現地法人に、コンプライアンス専任の担当者やコンプライアンス・リスク管理担当の専任組織を設置し、現地の実情に応じた贈賄防止規定を、日本本社や法律事務所等に相談して策定している。
- 日本本社により、現地法人の担当者に対し定期的なコンプライアンス研修を実施している。
- 社内コンプライアンスのチェックや監査の項目に、贈賄防止体制の構築を含めている。
- 日本本社の主導の下、従業員に対して、各拠点のケーススタディや、eラーニング等を用いて、コンプライアンスセミナーを実施し、贈賄防止に係る啓発を行っている。
- 現地スタッフに対して、贈賄防止に係る啓発を行うため、英語のみならず現地語でコンプライアンスセミナーを行っている。あわせて、「公務員に対して、非公式の金銭支払を行わない」旨の誓約をさせている。
- 年に複数回、監査や本社法務部に対し、不当な金銭等の要求についての報告を行っている。

2 外国公務員等からの不当な金銭等の要求への対処について

2.1 推奨される対処方法

差別的な不利益を回避することを目的とするものであっても、金銭等を外国公務員等に一度支払うと、それが慣行化し継続する可能性が高いことから、金銭等の要求を拒絶することが原則である。

ただし、例えば、拒絶したにもかかわらず、不当な金銭等の要求が継続しているような状況等、同一の許認可等の手続において、不当な金銭等の支払の要求が慣行化しているような場合には、当該慣行の蔓延を防止する観点から、現地の日本大使館・領事館や現地のJETROや商工会議所等を経由して拒絶の意思を明らかにすることが望ましい。

また、各企業における対策の検討に際しては、「外国公務員贈賄防止指針¹」も参考にさせていただきつつ、既存の対策の見直しや新たな対策の導入、国際商取引を担当する従業員等への教育活動を行う等、自主的・予防的な対策に取り組んでいただきたい。

¹ 経済産業省ホームページ外国公務員贈賄防止ウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html) 参照。

2.2 企業における対処事例

- 現地の公務員等から、法令に基づかない金銭の要求や領収書が発行されない金銭の要求など、非公式な金銭の支払の要求がなされても、「我が社は、非公式な金銭の支払いに対しては、日本本社の方針により支払うことはできない」、「我が社は、社内コンプライアンスが厳格であるため、抵触するような行為をすると貴方（不当な要求を行った現地公務員）にも迷惑がかかる」等を伝えて拒絶する。拒絶することにより、「この企業は、非公式な金銭の支払いには応じない企業である」という認識を浸透させ、そもそもの金銭等の支払の要求がなされないようにしていく。
- 現地法人のみで対応するのではなく、日本本社や地域の統括本部、全社的なコンプライアンスを担当する部署に報告・相談する。
- 現地の日本大使館・領事館、JETRO、商工会議所、独立行政法人国際協力機構(JICA)に相談する。
- 契約している法律事務所や会計事務所に相談する。
- 税関手続きに関しては、専門の事業者に依頼する。
- 現地国に汚職防止を取り扱う政府機関等があれば、当該機関に相談する。
- 当局からの立入検査にあたっては、立入検査にかかる権限を証する書面等を事前に提示するよう要求し、書面を確認してから立入検査に応じる。

2.3 相談窓口

外国公務員等から不当な金銭等の要求を受けた場合の相談窓口を紹介します。

<日本国内相談窓口>

- ◆ 外国公務員贈賄防止総合窓口（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/soudanmadoguchi.html

電話：03-3501-3752

E-MAIL：damezowai@meti.go.jp

<日本国外相談窓口>

- ◆ 外国公務員贈賄防止担当官（現地日本大使館・領事館）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page23_001661.html

225 の在外公館に外国公務員贈賄防止担当官が置かれており、外国公務員贈賄に関する問合せを幅広く受け付けている。

- ◆ 現地独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

<https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/>

個別の相談に応じ、助言を行っている。

◆ 現地商工会議所

個別の相談に応じたり、中小企業向けのセミナーを行っている（各国HPご参照）。

参考：政府開発援助（ODA）事業における不正・腐敗に関する情報窓口

<日本国内相談窓口>

◆ 不正・腐敗情報相談窓口（外務省）

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

日本のODA事業を巡る不正・腐敗情報に関する相談を受け付けている。

◆ 不正・腐敗情報相談窓口（独立行政法人国際協力機構（JICA））

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

日本のODA事業を巡る不正・腐敗情報に関する相談を受け付けている。

<日本国外相談窓口>

◆ 不正・腐敗に関する大使館窓口（現地日本大使館・領事館）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi/taishikan.html